



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

上 場 会 社 名	イ ビ デ ン 株 式 会 社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 竹 中 裕 紀
(コ ー ド 番 号	4 0 6 2 東 証、名 証 第 1 部)
連 絡 者 の 役 職 氏 名	経 営 企 画 本 部 社 長 室 経 営 企 画 G グ ル ー プ マ ネ ー ジ ャ ー 廣 瀬 康 人
電 話 番 号	(0 5 8 4) 8 1 - 7 9 7 3

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 162 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するとともに、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりであります。

3. 日 程

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 17 日 (水曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 17 日 (水曜日) |

以 上

【別紙】変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条 (省略)</p> <p>第 29 条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 30 条～第 35 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</p> <p>3. <u>本会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 30 条～第 35 条 (現行どおり)</p>